

起案用紙（委員会記録用）

（1号）

議 長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	合 議	文書取扱主任
起 案 日	令和8年8月5日			処理区分	☐ 重要 ☐ 至急 ☐ 例規 ☐ 公示 ☐ 議案 ☐ 秘		
決 裁 日	令和8年8月14日			保 存	☐ 永 ☒ 10 ☐ 5 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 即廃		
登録番号	8 四 議 第 238 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 ☐ 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名		教 育 民 生 常 任 委 員 会		会議年月日	令和8年6月26日（金）		
				会議時間	12時56分 ～ 13時22分		
出席委員	委 員 長 谷 田 道 子			委 員 西 澤 和 史			
	副 委 員 長 前 田 和 哉			委 員 竹 本 寛 実			
	委 員 澤良宜 由 美			欠席委員			
	委 員 鳥 谷 恵 生						
その他	議 長 山 崎 司			委 員 外 議 員 寺 尾 真 吾			
執行部出席者	高齢者支援課長 中 田 智 子						
	高齢者支援課長補佐 西 内 美 和						
	介護保険係長 永 田 千 代						
事務局	事務局長 岡 村 む つ み						
	総務係主幹 森 下 涼 子						
記 録							
令和8年6月定例会で付託された議案1件の審査のため、委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず「第6号議案 四万十市介護保険条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：中田高齢者支援課長】

令和7年度の税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられた。これにより、令和6年度から8年度にあたる第9期介護保険事業計画中の保険料収入が減少することを防ぐため、介護保険法施行令の一部改正が行われたが、この法令により令和8年度の市町村民税が非課税者であっても、介護保険料の算定においては課税者として扱われる「みなし課税者」が一部の被保険者において生じることとなる。今回の特例減免はこの状況を解消するため、令和7年度非課税者であり令和8年度「みなし課税者」となる者を、非課税者の区分まで保険料を減免するための措置である。令和9年度以降は新たな介護保険事業計画期間となるため、今回の特例減免は令和8年度保険料についてのみ適用され、附則に記載するもの。

【質疑：前田副委員長】

実際に減免にならない具体例を教えてください。

【答弁：中田高齢者支援課長】

四万十市の保険料の区分は第1段階から第13段階までである。第1段階から第5段階までが非課税であって、所得により保険料を決めているが、令和7年度非課税者が就労調整のために給与所得が上がり、非課税世帯から課税世帯の第6段階に行った場合に、本来ならば非課税であったものがみなし課税となってしまったので、非課税のところまで保険料を下げるのが今回の特例減免で可能となる。給与所得が幾らから幾らになったという具体例はなかなか申し上げにくいので、課税世帯の段階が非課税世帯の段階になっていくと考えていただきたい。令和7年度と令和8年度が非課税世帯であることが条件で、就労調整をしたために課税となってしまった方が本来ならば非課税なのに課税になることをみなし課税といい、それをまた非課税のところまで戻す。

【質疑：前田副委員長】

課税する範囲を10万円ほど上げたということだが、それが介護保険料に反映される意味を教えてください。

【答弁：中田高齢者支援課長】

介護保険料を決めるにあたっては、非課税世帯又は、課税世帯であるかというところで、まず所得段階により保険料が決まってくる。そして、非課税世帯の中でも合計所得額が80.9万円以下の方や80.9万円を超えて120万円以下の方というように、小刻みに合計所得額の範囲があり、第1段階から第5段階まで非課税世帯の中でも合計所得額によって介護保険料を決めているので、税と繋がってくる。

【質疑：前田副委員長】

減免した分は本市の保険料の会計から負担することになるのではないと思うが、財政措置や国の考えなどはないのか。

【答弁：中田高齢者支援課長】

減免を受けたものの金額について、国の補助金措置、交付金措置ということはないが、ただ、減免後の保険料段階に基づき、低所得者軽減に係る国庫負担や調整交付金の算定を行うこととされているため、それに基づくルール上の交付金は保険者に支払われることになる。

【質疑：前田副委員長】

もう少し詳しくお願いしたい。

【答弁：中田高齢者支援課長】

低所得者軽減ということで、基準額に対して0.5%程度の調整率を掛けて保険料を決めている。それに対し国から負担金をいただけることになるが、国が2分の1で県と市が4分の1を負担して充てるようになるかと思う。

【質疑：前田副委員長】

そのようなケースが起きた場合の増加分は、財政措置があるのか。

【答弁：中田高齢者支援課長】

軽減した金額に対しての措置はないが、先ほど申し上げた国2分の1、県市4分の1、この分のルールに沿って国、県からお金が入るというだけである。

【質疑：西澤委員】

今回の減免対象者は何名程度を想定しているか。

【答弁：中田高齢者支援課長】

対象者は試算で37名を見込んでいる

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、その他の案件に移り、まず管内視察について協議を行った。

－小休－

－正会－

管内視察については、7月14日に、教育支援センター「ふれあい学級」、四万十市総合文化センターしまんとびあ、スクールミールなかむらみなみ、福祉工場「中村」A型、東山小学校を視察することと決した。

●続いて、管外視察及び次回の委員会の日程について協議を行った。

－小休－

－正会－

次回の教育民生常任委員会は、8月7日に開催することとした。管外視察については、8月7日の教育民生常任委員会で詳細を協議していくこととなった。

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。